

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成26年9月19日（金）16:24～16:33
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

村田 昌平 法務省大臣官房司法法制部審査監督課長

遠藤 圭一郎 法務省大臣官房司法法制部部付

竹内 悠介 法務省大臣官房司法法制部審査監督課補佐官

<事務局>

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 外国での弁護士資格取得者の国内での活動推進（取得国での3年間の経験のうち国内での当該国関係業務加算制度（1年間）の上限引上げ、外国弁護士と国内弁護士の共同事業の推進など）
 - 3 閉会
-

○宇野参事官 それでは、引き続き、ワーキンググループによるヒアリングを行いたいと思います。

外国での弁護士資格取得者の国内での活動推進ということで、これは前回も御議論いただいたところでございますが、本日、法務省の大臣官房司法法制部審査監督課、村田課長にお出でいただいておりますので、よろしく申し上げます。

○原委員 度々ありがとうございます。また前回に引き続きお願いいたします。

では、前回の続きで、もし何かその後の御検討等がございましたら。

○村田課長 特に前回申し上げたところに尽きると思うのですが、何かございますか。

○原委員 この間申し上げたことでほぼ尽きていると思います。

○村田課長 ただ、前回、実質アメリカの若手の話と日本の弁護士の話ということで申し

上げたのですけれども、やはりそのところは、似た部分もあるけれども違う部分もあるだろうと。これは前回の繰り返しになりますけれども、どうしても私どもが気にかかっているのは、弁護士としてクライアントとの場に身をさらすという経験が、どうしても我々の現行法の理解としてはゼロであって、1年を3年に延ばしてもゼロはゼロのままであろうというところがあります。これは前回の繰り返しになりますけれども、法律の整理でありますとか知識、そういったところは年数を経るごとに経験がプラスされていくのだろうと思いますけれども、弁護士倫理と言いましょか、そのところはいつまで経っても1年を3年に延ばしてもゼロはゼロで、そこはもう一つの弁護士の資質として大きなところであろうと思いますので、その違いというのはどうしても気になると言いますか、無視できないだろうというところは、もう一度補強させていただきたいと思います。

○原委員　そこは、またこれは前回申し上げたことの繰り返しで言うと、日本の典型的な大手法律事務所に勤められて、最初3年間やられましたという方が、實際上サポート的な業務以外のことをどの程度されているかという、そんなことはないわけであって。

○村田課長　今おっしゃったことをもう一度確認させていただきますでしょうか。

○原委員　日本の大手法律事務所ですら若手の人たちがどういう業務をやっているのかというと、それはほぼ同様にサポート業務をされるわけですね。外国の弁護士が日本で外弁としての資格を取るということを考えたときに、あるいは日本のというか、アメリカのと言ったほうがいいですかね。アメリカの法律事務所ですらというのを考えたときに、同様のことをされて、日本に来たらできることになる。一方で、もし日本にある事務所で同様の訓練を受けられる、よりよい訓練を受けることが可能なのであれば、それは別に日本で活動されてもよろしいのではないのでしょうか。

あと、これもまた前回申し上げたことと言うと、他の国で活動されている場合に、どの程度の法律的な訓練を受けて日本に入ってくることを想定されているかという、資格を取っての活動という形式論のところは見ていらっしゃるけれども、実際上そこでどの程度の有効な訓練を受けているのかということについては必ずしもチェックをされない仕組みになっているわけです。

これは一般的に考えても、単に弁護士としての資格は持っていましたけれどもほとんど活動していませんでした、大した活動はできていませんでしたという方と、大きな法律事務所にいらっしゃって、サポート的な業務ではあったけれども、しっかりと訓練を受けてきたという方とを比べたときに、どちらがより外国弁護士として活動するための訓練を受けてきたのでしょうかということについては、実体論の比較としては明らかに後者のほうであろうと思います。

○村田課長　そこは前回の繰り返しになりますけれども、結局、弁護士業務の中で確かにサポート的なところというのは、法律情報の処理と言いますか、それは重要なところであろうと思っております。ただ、弁護士の資格としてクライアントとやり合う、日本でいうと日弁連、アメリカとか諸外国で言うと色々監督機関は違いますが、懲戒の対象と

なると言いますか、何かトラブルがあったときに問題となるのは、あくまで弁護士の立場としてクライアントと何かやりとりをしたところで不適切な行動があったかどうかと、そこを見られるわけですので、あくまでインナーと言いますか、大きな事務所の中でサポートする、そこで仮に何かトラブルがあったとしても、それはあくまで内部の話であって、弁護士としての外部との関係ではないと、そこはやはり違うのではないかというのが私どもの立場でありまして、そこはやはり軽視できないのではなかろうかということです。

○原委員 これは、規制改革のほうでも今これの隣接分野での議論をされていますね。一度そちらと私どものほうでも情報交換をしますし、場合によっては一緒にさせていただくということも含めて、もう一度御相談をさせていただきますか。

すみません、今日は、私は何らかの追加的なお話をいただくという前提でこの場を設定いただいているのかと思っていましたので、そうでなければあまり、もう同じことをずっとお話しするだけになると思います。

○遠藤部付 司法法制部の遠藤でございます。

規制改革のほうということですが、先立って規制改革については閣議決定をいただいたことになるとは思いますが、そちらのほうを指していらっしゃるということになりますでしょうか。規制改革実施計画については6月24日付で閣議決定されています。

○原委員 その後にされていませんか。

○遠藤部付 それで一定の措置が出まして、それに基づいて閣議決定で決められた措置を粛々と我々としては実行していくプロセスに、今、入っているところではあります。

○原委員 あちらで決定されている事項以外に継続的な課題が残っているということかと理解をしておりましたので、そこはもう一度確認をさせてください。

○遠藤部付 是非お願いします。

○原委員 分かりました。

○遠藤部付 ちなみに、説明の補足的な部分として、日本の若い大手事務所の弁護士について申し上げますと、必ず1年目から一定の、刑事事件だったり何なりということはきちんとやらなければいけないという意味で、法律家としての経験をきちんと積んでいるというところは違うということは申し上げさせていただきます。

○原委員 分かりました。

○村田課長 あと1点申し上げますと、職務経験のほうはミニマムと言いますか、依頼者保護の要件でありますので、今回のお話で言うと、例えば地域を限ってとかいう話とはちょっとなじまない性質。需給関係の観点からの規制であるとか、そういうものとちょっと違いますので、今回はやはり全国一律のミニマムスタンダードと言いますか、そういうサービスを提供するという観点からいきますと、ちょっと特区の話とはなじまないのではないかという立場でございます。

○原委員 特区で必ずしもこれは需給調整とかそういった形で地域を限ってやるということではなくて、実験的にやってみますと。実験的にやってみる上で、大体よくあることと

して、何らかの規制の特例を設けると、それに伴う弊害が想定されます。今回のケースであれば、依頼者保護の観点から問題が起こる可能性があるということかと思えますけれども、その部分について、場所を限定して実験をするときに何らかの担保措置と言いますか、補完的な措置を講ずる前提でやってみましょうというやり方をよくとっているのが特区だと思えますので、概念的にはあり得るかと思っておりますが、もう一度規制のほうとも協議してまた御相談したいと思えます。

度々すみませんでした。どうも大変ありがとうございました。

○遠藤部付 とりあえず分かりました。今日のところはそういう形ということになりますでしょうか。

○原委員 ありがとうございました。